法第12条第１項の認定の年月日及び番号	年　月　日（　　号）
災害が発生した日	年　月　日
贈与の日　又は相続の開始の日	年　月　日
贈与税申告期限　又は相続税申告期限	年　月　日

２　施行規則第13条の２第１項第１号（同条第３項の規定により読み替えられた同条第１項第１号）関係

災害により被害を受けた資産（施行規則第１条第17項第２号の特定資産を除く。）の明細表			
種別	資産名	帳簿価額	所在地
災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	(1)小計	円	
資産の帳簿価額の総額	(2)　円		
資産の帳簿価額の総額に対する災害により滅失をした資産の帳簿価額の合計額の割合	(3)=(1)／(2)　％		

（備考）

①　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

②　施行規則第13条の２第２項（同条第３項の規定により読み替えられた同条第２項）各号に掲げる書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付する。

（記載要領）

①　単位が「％」の欄は小数点第２位以下を切り捨てる。

②　「法第12条第１項の認定の年月日及び番号」については、第一種（第二種）贈与認定前中小企業者、第一種（第二種）相続認定前中小企業者、第一種（第二種）特例贈与認定前中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定前中小企業者は空欄とする。

③　「２　規則第13条の２第１項第１号（同条第３項の規定により読み替えられた同条第１項第１号）関係」の「災害により被害を受けた資産」が６以上ある場合は同様の欄を追加して記載する。

④　「２　規則第13条の２第１項第１号（同条第３項の規定により読み替えられた同条第１項第１号）関係」の「帳簿価額」「資産の帳簿価額の総額」の欄は、「災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における帳簿価額」を記載する。

附　則

１　（施行期日）

この省令は、令和四年九月一日から施行する。

２　（経過措置）

この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定については、改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第十二条第六項及び第八項の規定を除き、なお従前の例による。

３　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙（様式第九を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。